

第7期 桑名市障害福祉計画
第3期 桑名市障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

桑名市

第7期桑名市障害者福祉計画・第3期桑名市障害児福祉計画

1 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的として、市町村及び都道府県がそれぞれの実情に基づき策定します。第7期は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画として策定します。

障害児福祉計画とは、児童福祉法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的に、平成30（2018）年度から市町村及び都道府県に策定が義務付けられました。第3期は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画として策定します。

2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、障害者の高齢化・重度化・多様化や障害者を支える家族の高齢化、障害児支援のニーズの多様化、さらに共生社会の実現に向けた取り組みを推進する視点に立ち、次の事項を成果指標として定めます。

■令和8（2026）年度までに重点的に取り組む目標

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■障害者総合支援法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

■児童福祉法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

■地域生活支援事業等の実施に関する事項

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

3 障害福祉計画・障害児福祉計画策定にあたっての視点

（1）基本理念

本市では、障害者計画で位置付けている理念を障害福祉計画・障害児福祉計画においても共通の理念として掲げ、障害福祉施策の推進に取り組んでいきます。

障害があってもなくても

みんなが気持ちよく過ごせる明るいまちづくり

この基本理念に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画の推進においては、5つの視点を踏まえて、推進していきます。

(2) 視点

視点1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

視点2 市を基本とする身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市が主体となって実施することを基本とします。また、障害種別によらず、障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等に対して、サービスの充実を図ります。

視点3 障害者の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、福祉施設への入所または、病院への入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用した体制の整備を進めます。

視点4 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障害児及びその家族に対し、障害が疑われる早期の段階から支援できるよう、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、人工呼吸器他医療を要する状態の障害児が保健・医療・障害福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるよう、関係機関が連携し、共通の理解に基づき協働する支援体制の構築を進めます。

視点5 障害者総合支援法に基づく難病患者支援

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスが受けられる対象である難病についての周知や相談支援体制の整備を進めます。

4 障害福祉サービスの基盤整備の考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、基本理念、基本的な視点を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的に推進していきます。

(1) 基盤整備の考え方

①地域の受入れ体制の構築

障害者が地域の中で暮らしていくためには、地域に暮らす市民の理解と協力が必要です。このため、障害者や障害に関する広報・啓発活動を推進します。

また、障害者を地域全体で見守る体制の構築を図ります。

②相談支援体制の充実

日頃の悩みや不安を解消するための相談支援事業の充実を図ります。身近な場所で一般的な相談から専門相談まで受けることのできる相談支援体制の充実を図ります。

③希望する障害者の日中活動系サービスの充実

希望する障害者が適切にサービスを受けられるように、日中活動系サービス（生活介護・就労継続支援等）の充実を図ります。

④グループホームの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてグループホームの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

⑤就労支援の充実

障害者一人ひとりの希望に沿った就労支援が行えるよう関係機関との連携を図り、様々な支援を行っていきます。

就労移行支援事業の推進を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

⑥サービス提供事業者の確保

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの安定的な供給を確保するため、事業を行う意向のあるサービス提供事業所やNPO、企業等の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業所の参入を促進します。

⑦サービスに関する情報提供体制の整備

障害者が自身の選択により、心身の状態に応じたサービスを受けるためには。制度や福祉サービスに関する理解を深めることが重要です。

サービス内容の広報を積極的に行うとともに、障害者が情報を円滑に入手できるよう支援を行います。

5 令和8（2026）年度までに重点的に取り組む目標

第7期障害福祉計画では、施設に入所している障害者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、令和8年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、障害者の自立に向けた地域移行を支援します。

（1）福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を促進します。

≪第6期の進捗状況≫

第6期障害福祉計画では、①令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数（129人）の6%（8人）が地域生活に移行することを目標としました。

入所施設からの地域移行

| 令和5年度末までの目標 | 令和4年度末での実績 | 令和4年度末までの進捗状況 |
|-------------|------------|---------------|
| 8人 | 1人 | 12.5% |

地域移行者数については、入所者の重度化・重複化が進んでおり、地域移行が難しい層が多いことから目標達成は厳しい見込みです。また、これまで地域生活をしていた障害者も、本人やご家族の高齢化が進んだことにより、施設入所を希望する方が多くなっています。

《第7期の目標と考え方》

※第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の両方を合わせて「第7期」と表記します。(以下同じ)

【目標】

第7期障害福祉計画では、①令和8年度までに、令和4年度末入所者数(124人)の5%(8人)を地域生活に移行することを目標とします。②令和4年度末時点の施設入所者からの削減数については、本市の入所施設の定員が少ないことを鑑み、現状の水準を維持します。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---------------------------|------|--------------------------------|
| 令和4年度末時点の入所者数 (A) | 124人 | |
| 【目標値①】 入所施設からの地域移行 (B) | 8人 | (A)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する方の目標数 |
| 新たな入所施設利用者数 (C) | 4人 | 令和8年度までに新たに住所施設利用が必要な方の見込数 |
| 令和8年度末の入所者数 (D) | 120人 | 令和5年度末の利用者見込数 (A-B+C) |
| 【目標値②】 施設入所者の削減数 (E) | 4人 | 差引削減見込数 (A-D) |

【考え方】

- 目標値①の地域移行者数については、第6期での目標達成は厳しいことから、引き続きグループホーム等の受け入れ体制の充実に努め、入所施設から地域への移行に向けた取り組みを積極的に進めていきます。
- 目標値②の施設入所者数については、引き続き地域移行に向けた取り組みを積極的に進めていくものの、施設への入所による支援がふさわしい障害者も多くいることを踏まえ、上記の目標値とします。

(参考) 市内の入所施設： 1施設・定員 40名 (令和5年4月1日現在)

《目標達成のための方策》

- 障害者相談支援センターのあり方検討、短期入所の拡充、ヘルパーの拡充、地域生活支援拠点の整備などを行い、地域生活を支える体制を強化します。
- 地域における生活の場(グループホームなど)と日中活動の場(通所施設など)の整備を進めます。

○入所者の高齢化や重度・重複障害の受入れに対応できるグループホームの整備の必要性を民間事業者に働きかけ、地域で暮らしていける体制づくりを進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、前期計画に引き続き精神障害にも対応した地域包括システムの構築を進めます。

現在、地域自立支援協議会の専門部会において協議が進められており、早い段階での構築を目指します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約等を行う拠点を整備します。

《第6期の進捗状況》

第6期障害福祉計画では、地域生活支援拠点を圏域などでの整備を目標に、事業者と拠点整備について協議を重ねてまいりました。

《当該施設が提供するサービス》

生活介護、短期入所、相談支援、地域生活支援事業である日中一時支援、市の単独事業である障害者生活支援・地域交流事業（地域交流、ボランティアの育成等）

《第7期の目標と考え方》

【目標と考え方】

令和8年度までの設置を目標に、圏域での整備も視野に入れながら、引き続き各事業所などと協議を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

《第6期の進捗状況》

| | 目標値 | 令和3年度の実績 | 令和4年度の実績 |
|--|-----|----------|----------|
| ①令和5度の福祉施設から一般就労への移行者数 | 30人 | 24人 | 30人 |
| ②令和5年度の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数 | 9人 | 12人 | 11人 |
| ③令和5年度の就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数 | 13人 | 10人 | 16人 |
| ④令和5年度の就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数 | 6人 | 2人 | 3人 |
| ⑤令和5年度の就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者数 | 8人 | 7人 | 15人 |
| ⑥令和5年度の、一般就労への移行者数全体に占める就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者数の割合 | 29% | 33% | 50% |
| ⑦令和5年度の就労定着支援事業所数 | 3カ所 | 3カ所 | 3カ所 |
| ⑧一般就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数 | 2カ所 | 3カ所 | 3カ所 |

《第7期の目標と考え方》

過去の実績及び国の指標を踏まえ、次のとおり目標を設定することとします。

| 項目 | 数値 |
|--|-----|
| 【目標値①】 令和8度の福祉施設から一般就労への移行者数 | 35人 |
| 【目標値②】 令和8年度の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数 | 10人 |
| 【目標値③】 令和8年度の就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数 | 15人 |
| 【目標値④】 令和8年度の就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数 | 7人 |
| 【目標値⑤】 令和8年度の就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者数 | 8人 |
| 【目標値⑥】 令和8年度の就労移行支援終了者の一般就労への移行者割合が5割以上の事業者が移行支援事業者の割合 | 50% |
| 【目標値⑦】 令和8年度の就労定着支援事業所数 | 3カ所 |
| 【目標値⑧】 一般就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数 | 3カ所 |

【考え方】

- 目標値①については、過去の実績を踏まえ、令和4年度の一般就労への移行実績から5人増加を目指し、35人を目標値としています。
- 目標値②については、過去の実績と国の指針を踏まえ、令和4年度の一般就労への移行実績を維持していく目標とし10人とします。
- 目標値③、④については、過去の実績と国の指針を踏まえ、それぞれの目標値としています。
- 目標値⑥について、就労移行支援終了者の一般就労への移行者割合が5割以上の事業所を5割以上とします。

《目標達成のための方策》

- 民間企業等における就労体験や職場実習を通じて、就労意欲の喚起や就労に向けた支援を促進します。
- 就労移行支援事業所等の就労支援事業により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。
- ハローワークと共同し、障害者合同面接会を毎年開催します。
- 障がい者総合相談支援センターそういんが開催する「就労マルシェ」にて、障害者、企業、福祉事業者の連携や情報共有を図り、一般就労移行を促進する。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

《第6期の進捗状況》

①児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは、地域の障害児療育の拠点となる施設であり、令和3年度に整備しました。

②保育所等訪問支援の利用体制の構築

保育所等訪問支援を含めた支援を実施する児童発達支援センター設置により利用体制が構築されました。

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保

桑名市内における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所、放課後等デイサービス事業所を2か所確保しました。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成27年度に設置された「eケアネットそういん」において、医療、保健、福祉、教育、行政の関係機関が、年4回、連携を図るための協議を行いました。

⑤医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置

医療、福祉関係機関の連携をより強化するため、医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。

《第7期の目標と考え方》

【目標】

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---|---|--|
| 【目標値①】 児童発達支援センターの設置 | 1か所 (現状1か所) | 令和8年度までに設置する児童発達支援センターの個所数 |
| 【目標値②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 1か所 (現状1か所) | 令和8年度までに設置する保育所等訪問支援を実施する事業所の個所数 |
| 【目標値③】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 児童発達支援事業所 1か所(現状1か所) 放課後等デイサービス 2カ所(現状2か所) | 令和8年度までに設置する重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の個所数 |
| 【目標値④】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 1か所 | 医療的ケア児支援のための協議の場の設置数 |
| 【目標値⑤】 医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置 | 1名 | 令和8年度末までに配置する医療的ケア児等コーディネーターの配置数 |

【考え方】

- 目標値①については、児童発達支援センターの設置については目標値を達成しており、機能強化と地域の体制整備のための調整を行います。
- 目標値②については、保育所等訪問支援の定着による障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築を支援します。
- 目標値③については、現在設置している重症心身障害児を支援する事業所の着実な運営を支援します。
- 目標値④については、医療的ケア児支援のための方策をより充実させるために、引き続き、医療、保健、福祉、教育の関係者で構成される協議の場を設置します。
- 目標値⑤については、引き続き医療、福祉関係機関の連携をより強化するため、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

《目標達成のための方策》

- 目標値①については、児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備に向けて具体的方策の検討、調整を行います。
- 目標値②については、保育所等訪問支援の定着のための具体的方策の検討、調整を行います。
- 目標値③については、医療的ケア児を含む重症心身障害児を支援する事業所の地域の実情に応じた体制整備について協議、検討を行います。
- 目標値④については、eケアネットそういんの中で、医療的ケア児の実情把握を行うとともに、地域の支援体制に関する課題や情報交換を行い、地域の実情に応じた体制整備について協議します。
- 目標値⑤については、医療的ケア児等支援コーディネーターの継続配置のため、医療的ケア児支援にかかる研修会への派遣等で人材育成を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化に向けた取り組みを進めます。

《第7期の目標と考え方》

【目標】

相談支援体制を充実・強化する取り組みの中核となる基幹相談支援センターを設置しているが、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、これら事業所を援助するなど相談支援体制のさらなる充実に向けた取組を行っていきます。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|-----------------------------|-------|-----------------|
| 【目標値①】 相談支援事業所の情報共有の場の確保 | 年1回以上 | 相談支援事業所連絡会を活用 |
| 【目標値②】 相談支援専門員の研修 | 年1回 | 新規採用専門員を対象とした研修 |

【考え方と目標達成のための方策】

- 相談支援事業所における相談支援員の負担が大きくなっていることから、事業所同士の情報交換、情報共有の場を設け、相談支援体制の充実を図る。
- 年1回の相談支援専門員新規採用研修を実施し、相談員の確保に努める。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させる取り組みとして、市職員が障害者総合支援法の具体的内容の理解を深め、障害福祉サービスの利用状況を把握し、障害者が真に必要なとするサービスが提供できているかの検討を行います。

| 項目 | 数値 |
|----------------------------|-------|
| 【目標値①】 三重県等が実施する各種研修の活用 | 年1回以上 |

【考え方と目標達成のための方策】

- 障害福祉サービスの質の向上のためには、市職員の障害福祉サービスに対する知識の向上が必要です。そのため、三重県等が開催する研修会等に積極的に参加し、知識の向上に努めます。

6 障害福祉サービス等の成果目標と確保策

(1) 訪問系サービス

〈サービスの概要〉

| サービス名 | | 内 容 |
|----------|--------------|---|
| 介護 給付 | 居宅介護（ホームヘルプ） | 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。 |
| | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院または入所している障害者に対して意思疎通支援その他の支援を行います。 |
| | 同行援護 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。 |
| | 行動援護 | 知的障害者または精神障害者により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行います。 |
| | 重度障害者等包括支援 | 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。 |

《第6期の進捗状況》

| | 単位 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 居宅介護 | 人/月 | 119 | 142 | 122 | 125 | 126 | 93 |
| | 時間/月 | 1,587 | 1,589 | 1,637 | 1,555 | 1,689 | 1,493 |
| 重度訪問介護 | 人/月 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 |
| | 時間/月 | 401 | 376 | 416 | 470 | 432 | 619 |
| 同行援護 | 人/月 | 24 | 18 | 24 | 19 | 24 | 20 |
| | 時間/月 | 216 | 111 | 216 | 127 | 216 | 157 |
| 行動援護 | 人/月 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 |
| | 時間/月 | 22 | 9 | 22 | 10 | 22 | 17 |
| 重度障害者等 包括支援 | 人/月 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 時間/月 | 250 | 0 | 250 | 0 | 250 | 0 |

○居宅介護において、令和3年度、4年度の実績が見込量を上回っていますが、新型コロナウイルスの影響もあると思われます。

《第7期の見込量と考え方》

| | 単位 | 令和6年度見込量 | 令和7年度見込量 | 令和8年度見込量 |
|----------------|------|----------|----------|----------|
| 居宅介護 | 人/月 | 125 | 128 | 130 |
| | 時間/月 | 1,687 | 1,737 | 1,777 |
| 重度訪問介護 | 人/月 | 2 | 2 | 2 |
| | 時間/月 | 420 | 432 | 448 |
| 同行援護 | 人/月 | 24 | 24 | 24 |
| | 時間/月 | 216 | 216 | 216 |
| 行動援護 | 人/月 | 2 | 2 | 2 |
| | 時間/月 | 22 | 22 | 22 |
| 重度障害者等 包括支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| | 単位/月 | 9,090 | 9,090 | 9,090 |

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- サービスの内容や利用方法を周知し、適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- 市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込量を提供できる体制を確保します。

(2) 日中活動系サービス

《サービスの概要》

| サービス名 | | 内 容 |
|-------|---------------|---|
| 介護給付 | 短期入所（ショートステイ） | 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。 |
| | 療養介護 | 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。 |
| | 生活介護 | 障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。 |

| サービス名 | | 内 容 |
|-------|------------|--|
| 訓練等給付 | 自立訓練（機能訓練） | 障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、または当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、または当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 |
| | 宿泊型自立訓練 | 障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 |

| サービス名 | | 内 容 |
|-------|------------|---|
| 訓練等給付 | 就労移行支援 | 就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会提供その他の就労に必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。 |
| | 就労継続支援（A型） | 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。 |
| | 就労継続支援（B型） | 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。 |
| | 就労定着支援 | 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営むうえでの各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。 |

《第6期の進捗状況》

| | 単位 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 短期入所 | 人/月 | 72 | 43 | 79 | 43 | 87 | 42 |
| | 人日/月 | 349 | 240 | 385 | 260 | 425 | 281 |
| 療養介護 | 人/月 | 11 | 9 | 11 | 8 | 11 | 9 |
| 生活介護 | 人/月 | 275 | 311 | 278 | 322 | 281 | 281 |
| | 人日/月 | 5,644 | 5,592 | 5,786 | 5,659 | 5,931 | 5,630 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 人/月 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 人日/月 | 18 | 46 | 18 | 30 | 18 | 57 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 人/月 | 12 | 12 | 12 | 10 | 12 | 11 |
| | 人日/月 | 185 | 192 | 165 | 151 | 165 | 153 |
| 就労移行支援 | 人/月 | 31 | 36 | 32 | 40 | 34 | 38 |
| | 人日/月 | 471 | 629 | 482 | 684 | 493 | 595 |
| 就労継続支援 (A型) | 人/月 | 182 | 198 | 197 | 201 | 214 | 204 |
| | 人日/月 | 3,320 | 3,586 | 3,588 | 3,712 | 3,877 | 3,782 |
| 就労継続支援 (B型) | 人/月 | 234 | 239 | 240 | 262 | 246 | 284 |
| | 人日/月 | 4,384 | 4,223 | 4,599 | 4,467 | 4,825 | 4,847 |
| 就労定着支援 | 人/月 | 8 | 15 | 8 | 15 | 8 | 18 |

○就労系のニーズは、第5期に引き続き全体的に高く、A型・B型ともに利用者数は見込みを上回っています。

《第7期の見込量と考え方》

| | 単位 | 令和6年度見込量 | 令和7年度見込量 | 令和8年度見込量 |
|----------------|------|----------|----------|----------|
| 短期入所 | 人/月 | 45 | 50 | 56 |
| | 時間/月 | 282 | 304 | 326 |
| 短期入所 (医療型) | 人/月 | 2 | 2 | 2 |
| | 時間/月 | 14 | 14 | 14 |
| 療養介護 | 人/月 | 11 | 11 | 11 |
| 生活介護 | 人/月 | 286 | 291 | 296 |
| | 時間/月 | 5,711 | 5,755 | 5,795 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 人/月 | 2 | 2 | 2 |
| | 人日/月 | 25 | 25 | 25 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 人/月 | 12 | 12 | 12 |
| | 人日/月 | 165 | 165 | 165 |
| 就労移行支援 | 人/月 | 40 | 42 | 45 |
| | 人日/月 | 530 | 545 | 570 |
| 就労継続支援 (A型) | 人/月 | 210 | 215 | 220 |
| | 人日/月 | 3,822 | 3,862 | 3,902 |
| 就労継続支援 (B型) | 人/月 | 260 | 264 | 274 |
| | 人日/月 | 4,228 | 4,348 | 4,468 |
| 就労定着支援 | 人/月 | 15 | 15 | 15 |

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 利用者ニーズにあった短期入所施設が不足していると思われ、民間事業者に働きかけ新規設置を推進します。
- 地域移行への促進や障害児サービスからの移行に伴う利用者ニーズに対応できるよう、サービスの提供の確保に努めます。
- ひとり一人の障害特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、一般企業等関係機関との連携と情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障害者が安定した就労を継続できるよう、定着に向けた支援を充実します。

(3) 居住系サービス

《サービスの概要》

| サービス名 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 施設入所支援 | 施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。 |
| 自立生活援助 | 居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営むうえでの各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。 |

《第6期の進捗状況》

| | 単位 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 128 | 130 | 127 | 124 | 126 | 123 |
| 自立生活援助 | 人/月 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 共同生活援助 | 人/月 | 122 | 126 | 135 | 148 | 139 | 168 |

○グループホーム（共同生活援助）のニーズは高く、今後も増加傾向が見込まれます。

《第7期の見込量と考え方》

| | 単位 | 令和6年度見込量 | 令和7年度見込量 | 令和8年度見込量 |
|--------|-----|----------|----------|----------|
| 施設入所支援 | 人/月 | 123 | 122 | 120 |
| 自立生活援助 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 共同生活援助 | 人/月 | 143 | 146 | 150 |

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 地域での自立した生活ができるよう施設入所からグループホーム等への移行を進めつつ、地域移行が困難な障害者の状況を把握し、適切なサービスが受けられるよう支援を行います。
- グループホームは障害者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後より一層設置の促進に取り組みます。

(4) 相談支援

《サービスの概要》

| サービス名 | 内 容 |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障害者が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している障害者または精神病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。 |
| 地域定着支援 | 単身で生活している方や同居している家族から支援を受けられない方を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。 |

《第6期の進捗状況》

| | 単位 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 計画相談支援 | 人/月 | 152 | 168 | 165 | 184 | 179 | 183 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 地域定着支援 | 人/月 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |

《第7期の見込量と考え方》

| | 単位 | 令和6年度見込量 | 令和7年度見込量 | 令和8年度見込量 |
|--------|-----|----------|----------|----------|
| 計画相談支援 | 人/月 | 170 | 180 | 190 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障害者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難な事例にも対応できるよう、より専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 相談支援事業所の新規設置が進むよう、情報共有などを図ります。

(5) 障害児相談支援（児童福祉法に基づくサービス）

《サービスの概要》

| サービス名 | 内 容 |
|-------------|--|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 授業の終了後または休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。 |
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援の利用にあたって、障害児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。 |

《第2期の進捗状況》

| | 単位 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 児童発達支援 | 人/月 | 116 | 131 | 119 | 153 | 122 | 165 |
| | 人日/月 | 742 | 1,037 | 762 | 1,325 | 781 | 1,463 |
| 医療型児童発達支援 | 人/月 | 2 | 0 | 4 | 0 | 6 | 0 |
| | 人日/月 | 20 | 0 | 40 | 0 | 60 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 人/月 | 359 | 271 | 406 | 318 | 459 | 359 |
| | 人日/月 | 3,698 | 3,405 | 4,182 | 3,795 | 4,728 | 4,323 |
| 保育所等訪問支援 | 人/月 | 2 | 3 | 4 | 6 | 6 | 7 |
| | 人日/月 | 4 | 3 | 8 | 8 | 12 | 8 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人/月 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 |
| 障害児相談支援 | 人/月 | 105 | 127 | 115 | 139 | 125 | 147 |

○児童発達支援はニーズが高く、見込みを上回っています。

《第3期の見込量と考え方》

| | 単位 | 令和6年度見込量 | 令和7年度見込量 | 令和8年度見込量 |
|-----------------|------|----------|----------|----------|
| 児童発達支援 | 人/月 | 184 | 202 | 222 |
| | 人日/月 | 1602 | 1762 | 1938 |
| 医療型児童発達支援 | 人/月 | 2 | 4 | 6 |
| | 人日/月 | 20 | 40 | 60 |
| 放課後等 デイサービス | 人/月 | 383 | 421 | 463 |
| | 人日/月 | 4591 | 5050 | 5555 |
| 保育所等 訪問支援 | 人/月 | 8 | 10 | 12 |
| | 人日/月 | 16 | 20 | 24 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 人/月 | 1 | 2 | 3 |
| 障害児 相談支援 | 人/月 | 167 | 183 | 201 |

※各サービスにおいて、第2期実績の伸び率等を踏まえて第3期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は対応できる事業所が少ないため、サービス提供体制の確保に努めます。
- 18歳到達後に円滑に障害福祉サービスに移行できるよう、関係機関と連携を密にして対応します。

(6) 地域生活支援事業（市町村必須事業）

《サービスの概要》

障害者及び障害児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するサービスです。

地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することが求められています。

| サービス名 | 内 容 |
|----------------|---|
| 理解促進研修・啓発事業 | 障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。 |
| 自発的活動支援事業 | 障害者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。 |
| 相談支援事業 | 障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者及び精神障害者に対し、成年後見制度の利用支援を行い、知的障害者及び精神障害者の権利擁護を行います。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。 |
| 意思疎通支援事業 | 意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障害者等との意思疎通の円滑化を図ります。 |
| 日常生活用具給付等事業 | 重度障害者に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚障害者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。 |
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。 |
| 地域活動支援センター事業 | 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進に係る啓発等を行います。 |

《第6期の進捗状況》

| | | 単位 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----------------|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 理解促進研修・啓発事業 | | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 自発的活動支援事業 | | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 相談支援事業 | 基幹相談支援センター機能強化事業 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) | か所 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 成年後見制度利用支援事業 | | 人/年 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 意思疎通支援事業 | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 件/年 | 347 | 378 | 351 | 525 | 355 | 538 |
| | 手話通訳者設置事業 | 件/年 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 日常生活用具給付事業 | 介護・訓練支援用具 | 件/年 | 10 | 9 | 10 | 11 | 10 | 5 |
| | 自立生活支援用具 | 件/年 | 17 | 17 | 17 | 10 | 17 | 11 |
| | 在宅療養等支援用具 | 件/年 | 25 | 23 | 25 | 16 | 25 | 15 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 25 | 22 | 25 | 15 | 25 | 11 |
| | 排せつ管理支援用具 | 件/年 | 1,240 | 1,041 | 1,275 | 1,040 | 1,311 | 1,038 |
| | 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 件/年 | 10 | 5 | 10 | 4 | 10 | 2 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | | 人/年 | 20 | 17 | 20 | 17 | 20 | 19 |
| 移動支援事業 | | 人/年 | 155 | 70 | 172 | 74 | 190 | 75 |
| | | 時間 | 4,157 | 1,965 | 4,234 | 2,297 | 4,311 | 3,325 |
| 地域活動支援センター事業 | | か所 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | | 人/年 | 40 | 31 | 40 | 33 | 40 | 30 |

《第7期の見込量と考え方》

| | | 単位 | 令和6年度 見込量 | 令和7年度 見込量 | 令和8年度 見込量 |
|----------------|-------------------------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 理解促進研修・啓発事業 | | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 自発的活動支援事業 | | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 相談支援事業 | 基幹相談支援センター機能強化事業 | か所 | 1 | 1 | 1 |
| | 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) | か所 | 1 | 1 | 1 |
| 成年後見制度利用支援事業 | | 人/年 | 3 | 3 | 3 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 意思疎通支援事業 | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 件/年 | 400 | 430 | 480 |
| | 手話通訳者設置事業 | 件/年 | 2 | 2 | 2 |
| 日常生活用具給付等事業 | 介護・訓練支援用具 | 件/年 | 12 | 12 | 12 |
| | 自立生活支援用具 | 件/年 | 20 | 22 | 24 |
| | 在宅療養等支援用具 | 件/年 | 28 | 28 | 28 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 25 | 25 | 25 |
| | 排せつ管理支援用具 | 件/年 | 1,275 | 1,275 | 1,275 |
| | 居室生活動作補助用具 (住宅改修費) | 件/年 | 10 | 10 | 10 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | | 人/年 | 20 | 20 | 20 |
| 移動支援事業 | | 人/年 | 120 | 120 | 120 |
| | | 時間 | 3,600 | 3,600 | 3,600 |
| 地域活動支援センター事業 | | か所 | 4 | 4 | 4 |
| | | 人/年 | 40 | 40 | 40 |

※各事業において、第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 障害者のニーズを把握し、必要なサービスを提供します。
- 手話奉仕員養成研修等で意思疎通支援等ボランティアの育成を行い、障害者のサポート体制の充実を図ります。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

(7) 地域生活支援事業（任意事業）

《サービスの概要》

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援事業等を実施しています。

| サービス名 | 内 容 |
|---------------|--|
| 知的障害者職親委託 | 職親委託事業は、知的障害者に理解のある職親の下で、仕事をしながら生活・職業訓練を行うことを委託する事業です。 |
| パソコン研修 | パソコンの活用で、障害者のコミュニケーションを円滑にするとともに、社会参加を目的にパソコン訪問講習を行います。 |
| 歩行訓練・点字教室 | 視覚障害者を対象に、歩行訓練及び点字指導を行います。点訳、音訳等わかりやすい方法で、視覚障害者に市の広報等、障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報等を定期的に提供します。 |
| 在宅障害者デイサービス | 在宅障害者の方の自立の促進や生活の改善、身体機能の維持向上等を図るための各サービスを日帰りで受けられます。 |
| 点字・声の広報等発行事業 | 点訳、音訳等わかりやすい方法で、視覚障害者に市の広報等、障害者が地域生活するうえで必要度の高い情報等を定期的に提供します。 |
| 奉仕員養成講座 | 手話奉仕員の養成及び奉仕員のスキルアップ研修事業を実施します。点訳及び朗読奉仕員養成事業を桑名市社会福祉協議会に委託し実施します。 |
| 自動車運転免許取得助成事業 | 身体障害者が、普通運転免許を取得した場合、その取得に要した費用の3分の2に相当する額を支給します。（10万円限度） |
| 自動車改造費助成事業 | 身体障害者が自動車のハンドル及びアクセル・ブレーキの一部を改造する必要がある場合、その費用に対して10万円を上限として支給します。 |
| 日中一時支援事業 | 障害者に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障害者及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します。 |
| 訪問入浴サービス事業 | 訪問入浴事業者が対象者の自宅に訪問し、特殊浴槽を利用して入浴サービスを提供します。 |

《第6期の進捗状況》

| | 単位 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|---------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 知的障害者職親委託 | 人/月 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| パソコン研修 | 人/月 | 10 | 9 | 10 | 8 | 10 | 9 |
| 歩行訓練 | 人/月 | 9 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 点字教室 | 人/月 | 5 | 3 | 5 | 3 | 5 | 4 |
| 自動車運転免許取得助成事業 | 件/月 | 2 | 0 | 2 | 3 | 2 | 0 |
| 自動車改造費助成事業 | 件/月 | 8 | 5 | 8 | 9 | 8 | 8 |
| 日中一時支援事業 | 件/月 | 210 | 190 | 220 | 212 | 230 | 172 |

《第7期の見込量と考え方》

| | 単位 | 令和6年度見込量 | 令和7年度見込量 | 令和8年度見込量 |
|---------------|-----|----------|----------|----------|
| 知的障害者職親委託 | 人/月 | 4 | 4 | 4 |
| パソコン研修 | 人/月 | 10 | 10 | 10 |
| 歩行訓練 | 人/月 | 9 | 9 | 9 |
| 点字教室 | 人/月 | 5 | 5 | 5 |
| 自動車運転免許取得助成事業 | 件/月 | 2 | 2 | 2 |
| 自動車改造費助成事業 | 件/月 | 8 | 8 | 8 |
| 日中一時支援事業 | 人/月 | 220 | 225 | 230 |

《見込量を確保するための方策》

- 障害者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、障害者団体、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を推進します。